

# 中国文化財返還運動 を進める会 ニュース

NO. 9

中国文化財返還運動を進める会 <https://cbunkazaihenkan.com/>

2025/3/24

〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-5 一瀬法律事務所 / Tel. 03-3501-5558 / Mail: info@ichinoselaw.com

**\*本会にぜひ入会を！ カンパを！** 郵便振替：00120-7-636180（中国文化財返還運動を進める会）  
正会員年会費（個人）1000円・（団体）3000円／賛助会員（個人・団体）1口1000円（1口以上）

## 中国文化財返還を大きなうねりに！ を進める会で講演集会を開催。

昨年12月7日、東京・新宿区の日本キリスト教会館において、進める会が「中国文化財返還を大きなうねりに！ 12.7集会」を開催しました。これまで年に2回をめぐりに行ってきた集会で、昨年は7.27集会に続くものとなります。

当日は、進める会共同代表の五十嵐彰さんが主催者挨拶を行い、「あの時代に入手した〈もの〉をどのように考えるのか」ということは、結局は「あの時代をどのように考えるのか」ということに行きつく、と述べました。私たちは「あるべき〈もの〉をあるべき〈場〉へ」という原則に基づいて、不当な力関係を背景に中国から日本にもたらされた「収奪文化財」を中国に戻すために、この場集っているとの趣旨を簡潔に説明しました。

今回の集会では2つの講演が企画されました。太田昌国さんの「脱植民地主義と文化財返還の意味」、および陳文平さんの「中国流出文化財の回収・返還の理論と実践」です。

太田昌国さんは民族問題の研究家であり、講演では脱植民地主義の視点から文化財返還の意味について語りました。当初の「脱植民地主義」をめぐる攻防から、20世紀末以降の脱植民地主義の展開、及び同時代の欧米諸国の動向が紹介されました。脱植民地主義に向けての努力の積み重ねが背景となり、21世紀に入ってから文化財の返還が徐々に実現していることが述べられました。脱植民地主義を背景にした略奪文化財返還の



動きは、国際政治の在り方の大きな変化に支えられている部分がある中で、攻防しながらも続いていくだろうと語りました。最後に、他者（他民族・他地域）との「優劣」を競わず、「発展段階」の差異を設けない、自国の文化や国家の起源に「ヨリ古く」、「ヨリ偉大な」ものを付与しない文化・文明観をいかに獲得するかという問いが投げかけられました。

陳文平さんは、中国の流出文化財の専門家であり、『離散した国宝』などの著作があります。講演では、文化財はその国や民族にとって不可分で重要な文化遺産であることが強調されました。続いて、中国の文化財が海外に流出した5つの経路が実例を交えて説明されました。その中で、戦争による略奪や不法な発掘・

盗掘によって流出した文化財については、国際法を通じて追跡し返還を求めるべきであり、また低価格で詐取された文化財については、道義的に返還を求めることができ、適切なタイミングで返還要求を行うべきだと指摘されました。そして、流出文化財の返還に向けて中国側の近年の取組みとして、法的整備や関連部門の設立などが紹介されました。最後に、日中両国民間団体の協力による文化財返還運動は、政府間の協議や交渉のための基盤を築くこととなり、文化財返還が日中友好の促進や世界文化遺産保護事業の発展に寄与する意義深い行動となるだろうと述べられました。

質疑応答の後、オンラインで中国の民間団体からも意見を聞くことができました。まず、遼寧省海城市の姜学東さんが、日清戦争の戦利品として海城市の三学寺から奪われた石獅子（靖国神社に一对2体、山縣有朋記念館に1体）について発言がありました。日本政

府と靖国神社に対し、中国の石獅子をできるだけ早く返還するための実際的な行動をとるよう改めて求めました。石獅子の返還は、過去に日本に略奪された中国文化財を返還する前例を作るものであり、海城市の128万人の市民が石獅子の帰りを待ち望んでいると語りました。続いて、遼寧省大連市の姫巍さんから、日露戦争の戦利品として大連市旅順口から奪われた唐代の鴻臚井碑（現在は皇居内に置かれている）について、返還を求める市民団体の活動状況が紹介されました。

海城市民と大連市民からオンラインでメッセージが寄せられたことで、当日の約50人の参加者に、石獅子及び鴻臚井碑が一刻も早く故郷に帰ってほしいという強い思いが伝わったと思います。

最後に、進める会の共同代表の藤田高景さんから閉会の挨拶を受けて、集会は夕方5時に終了しました。

(張 瑞参)

## 東京大学に対する情報公開をめぐる

本会は、昨年(2024年)10月4日、東京大学東洋文化研究所の玄関にある「一对の石獅子」に関する文書の開示を東京大学に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて請求した(『進める会ニュース8号』3頁参照)。

これに対して東京大学は、10月28日付けで、①「旧東方文化学院東京研究所の獅子像に関する経緯について」(1枚1頁)と、②「学内広報No.1048(獅子像に関するページのみ)」(1枚2頁)の2つの法人文書を、一部スミ塗りの上、開示した。

①は、まず「(1)購入の経緯」として「(前略)この獅子像は昭和6年東方文化学院の建物の新営に際して(建築設計 東京大学教授 内田祥造氏)当時の東京大学名誉教授・東方文化学院研究員であった■氏(東洋建築史専攻)が東京都台東区池之端にあった古美術商(■■■)の店頭に於いて、これを見出し、当時の学院の予算をもって“研究資料”として購入し学院の正面入口に置いたものであります。後添の資料は、当時の東方文化学院東京研究所の研究資料原簿であります。昭和7年11月11日付けで前記■■■から¥3400で購入したものであります。」と記載され、次に「(2)現在に至る経緯」が約400字記載されている。(注=■■■はスミ塗りされた部分、「内田祥造」は内田祥三の誤記)。

なお「■氏」の脇の欄外に「5条4号柱書」と書かれ、また「古美術商(■■■)」と「前記■■■」の2カ所の脇の欄外に「5条1号」と書かれている。これは

不開示処分の根拠の条文を示したものである。

②は1996年1月29日付けで、「表紙写真説明」として「東洋文化研究所東アジア第一部門助教授 平勢隆郎」名義の「獅子像」と題する800字弱が掲載されているものである。

本会は、2025年1月25日、上記東京大学の情報公開に関する処分(「一部開示決定」)には不服があるので、東京大学宛に「審査請求」を出し、違法な原処分の取消しを求めた。審査請求の理由は次の2つに大別される。

(1)1931年(昭和6年)当時、東京都台東区池之端にあった古美術商から本件「一对の石獅子」を購入した東京大学名誉教授・東方文化学院研究員(東洋建築史専攻)の個人の氏名及び上記池之端にあった古美術商の名称を不開示とした原処分は法の除外事由の解釈を誤ったもので違法である。

審査請求書は、上記違法を裏付ける事実として、本件石獅子は1932年に東洋文化研究所の前身の東方文化学院が「満州貴族から取得した上野の石屋から購入した」とされているが、東方文化学院は1929年4月に義和団事件の賠償金で発足し1948年4月に東洋文化研究所が吸収してできたこと、及び東洋文化研究所の関係者・千代延恵正氏は「茗荷谷時代の東京大学東洋文化研究所と東京大学イラン・イラク遺跡調査室」(『東洋文化研究所の80年』2022年、587頁)で「北京の宮殿に飾られていたと伝えられている」と語っていることを指摘し、本件獅子像の入手経過の検証に資

する「公にすることが必要であると認められる情報」を不開示とする原処分は違法である旨を主張した。

(2) 東洋文化研究所が保管するインフラ委員会の資料（平勢隆郎執筆の「平勢ファイル」等を含む）等を不開示とした原処分の決定は法の除外事由の解釈を誤ったもので違法である。

審査請求書は、上記違法を裏付ける事実として、① 東京大学東洋文化研究所の所長を勤めた高見澤磨教授が、平勢隆郎教授が石獅子に関しては「平勢ファイル」なる内部文書が作成されており、その文書が代々インフラ委員会で承継されている旨を述べていること、② 2024年5月23日東京大学東洋文化研究所の中島隆博

所長は吉田邦彦氏らに対し、「平勢隆郎先生の石獅子に関して書かれた論文は3本くらいありかなり詳細に書かれている。」旨説明されたことを指摘し、本件獅子像の入手経過の検証に資する「公にすることが必要であると認められる情報」を不開示とする原処分は違法である旨を主張した。

これについて今後東大は、本件審査請求を総務省「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、不開示についての「理由説明書」を出すことになる。これに対して本会には、同意見書にさらに反論の意見書を提出する機会がある。

（一瀬 敬一郎）

## 文化財返還に関する中国側の最新動向

2024年は唐の鴻臚井碑建立（714年）から1310年目にあたっていました。中国では鴻臚井碑返還に関する活発な活動が展開されました。

### 唐鴻臚井記念碑資料の収蔵および学術シンポジウムの開催

5月10日に、「唐鴻臚井記念碑資料の収蔵および学術シンポジウム」が上海大学で開催されました。上海大学党委員会副書記で中国海外文物研究センター主任の段勇氏、同センター副主任の陳文平氏、中華唐鴻臚井戸刻石研究会会長の黄明超氏、遼寧省博物館研究員で紀律委員会書記の張桂蓮氏、中国民間対日賠償連合会追討部長の王錦思氏、大連714ボランティア協会会長の姫巍氏、唐渤海国歴史文化産業研究院院長の瞿永偉氏、遼寧省博物館研究員の郭丹氏、遼寧師範大学歴史文化学院準教授の郭鑫氏、中国海外文物研究センター事務局長で上海大学文信学院準教授の楊謙氏、上海大学文信学院準教授の張睿錡氏など、10名以上の専門家や学者がシンポジウムに参加しました。上海大学档案館館長の盧志国氏が司会を務めました。

参加者の肩書で分かるように、このシンポジウムは政府機関の代表として上海大学海外文物研究センターと同大学の档案館（資料館）、遼寧省博物館、遼寧師範大学の関係者のほか、民間組織として鴻臚井碑返

還を求める研究会やボランティア協会の人々も参加する形となっています。上海大学の関係者は档案館の資料収蔵や文化



財返還に関する基調講演を行い、民間団体の代表者たちはそれぞれの活動を紹介し、唐鴻臚井刻石研究会を設立して30年にわたる研究と追跡を行った王仁富教授を追悼しました。シンポジウムでは、遼寧省博物館、鴻臚井研究会、714協会および鴻臚書庫などの機関が上海大学に対して鴻臚井碑に関連するさまざまな資料（図書や画像など）を寄贈しました。上海大学の中国海外文物研究センターは、国内で鴻臚井碑の資料を収集、研究する最も重要な機関の一つとなるとともに、社会の有志や学界の専門家がさらなる交流と協力を強化し、鴻臚井碑の研究と返還活動を共同で推進する態勢が形成されつつあります。

### 1310周年記念活動と

#### 『唐鴻臚井碑・文献資料総集』の出版

12月21日、上海大学の中国海外文物研究センターと大連714ボランティア協会、鴻臚書庫が共同で、鴻臚井碑建立1310周年を記念する活動を大連市の大黒山唐王宮で開催しました。このイベントは、「唐鴻臚井碑・文献資料総集」（以下「総集」）の出版、唐鴻臚井碑に関するセミナー、そして唐鴻臚井碑建立1310周年記念碑の起工式が行われました。全国の多くの大学、鴻臚井碑研究の専門家、学者、ボランティアが参加しました。

会場では「総集」が披露され、上海大学党委員会副書記で「総集」の編集長である段勇氏は、半年をかけて、1310年間にわたる鴻臚井碑に関する文献を集めた「総集」は、学者や研究者にとって貴重な参考資料となり、「このような努力を通じて、国家のリーダーシップと民間の支援により、国宝の返還への道が開かれること



を望んでいます」と語りました。このほか、大連大学唐鴻臚井記念碑研究会会長の田暁潮氏、海城市作家協会常務副主席の姜学東氏、白城師範大学歴史文化学院院長の王志剛

氏、中国近代史研究者・コレクターの王錦思氏、遼寧師範大学歴史文化学院院長の徐学琳氏、国家一级監督・大連の文化学者の楊道立氏がそれぞれ発言し、鴻臚井

碑の歴史的意義、保護の現状、今後の発展方向について議論を交わしました。その後、大黒山の点将台で鴻臚井碑 1310 周年記念碑の起工式が行われました。

以上の中国側の活動に見るように、国家機関の研究者と民間活動家の協力による鴻臚井碑の返還運動は 2025 年においていっそう盛り上がることになるでしょう。

(鄧捷)

## 中国文化財返還を求める署名にご協力下さい！

私たち「中国文化財返還運動を進める会」は、日本が奪った中国文化財を「元の場所に返還する」運動を行っています。

日本と中国は一衣帯水の隣国で、日本は二千年余の間に中国から漢字・行事・風習および日常生活の中にある箸・茶など多くの文化を受け入れ、中国との長い伝統的友好関係を築いてきました。しかし日本は、日清・日露戦争から日中戦争まで約 50 年間、中国に数次にわたる侵略戦争を行い、植民地支配を続け、その間に中国各地から石像・石碑、青銅器・陶磁器、仏像・書籍・絵画、考古資料など膨大な数の文化財を奪いました。

日中国交正常化を実現した 1972 年の「日中共同声明」は「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と述べています。しかし日本は、中国から奪った文化財のほとんどを未だに返還していません。

日本が、中国から奪った文化財を自ら積極的に「元の場所に返還する」ことは、「日中共同声明」が「両国間の恒久的な平和友好関係を確立する」と合意した趣旨に沿うものであり、日中間の平和と友好の実現に寄与するものです。

私たちは、当面、日本が「日清戦争の戦利品として中国遼寧省海城市の三学寺から奪った石獅子」と「日露戦争の戦利品として遼寧省大連市旅順口から奪った唐鴻臚井碑亭」、ならびに 1930 年代に「日本の考古学者が黒竜江省寧安県および吉林省琿春市から発掘した渤海国の文物」などの返還を求め、また北京から収奪してきたことが疑われている東京大学東洋文化研究所玄関前の石獅子について、その来歴を明らかにさせ、返還すべきものは返還させるべく、関係機関への申し入れや交渉などの運動をすすめてきています。

世界的に見ると、すでに欧州などでは脱植民地化の一環としてアフリカなどから略奪した文化財を返還す

る動きが進んでいます。日本が自ら積極的に、中国から奪った文化財を「元の場所に返還する」ことは、日本が平和国家を志向することを現実的に示す重要な行為です。

私たちは皆さまに、中国文化財返還への賛同のご署名をお願い致します。

(\*私たちは、皆さまからいただいた賛同署名の筆数を定期的に関係機関に報告し、中国文化財の速やかな返還を促します。)

\*署名用紙は、以下のアドレスからダウンロードできます。

<https://cbunkazaihenkan.com/>

\*また、HP 上から電子署名も可能です。



### ブックレット第 3 弾『〈帝国大学〉の学知を問う』刊行！

昨年 7 月 27 日の「進める会」集会の内容を元にしたブックレット。シリーズ第 3 弾です。

#### 【目次】

- 1・中国文化財返還の現状と課題 (吉田 邦彦)
  - 2・東京大学総合研究博物館が所蔵する東亜考古学会発掘資料 (五十嵐 彰) その他
- A5 判 66 ページ、一部 500 円 (送料 210 円)

\*本会宛に、メール、はがきなどでお申し込み下さい。振替用紙を同封してお送りします。

東京都港区西新橋一丁目 21 番 5 号 (一瀬法律事務所)

Tel.03-3501-5558 Mail info@ichinoselaw.com